広場で音響設備を使用する場合は、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、音量を拡声機の直下から5m離れた地点で**75dB以下、**または広場の敷地境界線上全てにおいて**65dB以下**とする音量基準を遵守する必要があります。

※上記条例には、音量基準に違反した場合の罰則（５万円以下の罰金）の定めがあります。

※音量基準が遵守されていなかったときは、次回以降の広場の使用が認められない場合があります。

**●このシートは、実施日の1か月前までに提出してください。**

**●提出されないときは、広場の使用承認を取り消す場合があります。**

１　行事スケジュール

　使用日：　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日

※　音響設備を使用する時間が記載されたスケジュール表（書式任意）をあわせて提出して下さい。

２　使用する音響設備

　□　広場据付のスピーカー等を使用

　□　上記以外のスピーカー等を使用

　　　・ 音響設備の内容：＜　　　　　　　　　　（　）台、　　　　　　　　　　　（　）台＞

　　　・ 設置位置：別紙の図面に設置位置及び向きを記載してください。

３　音量の管理方法

　⑴　音量を管理する者の団体名及び氏名

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　⑵　測定方法

　　□　拡声機直下５ｍ地点

　　□　敷地境界線上

**※測定にあたっては（提出資料3）「音量測定記録表」に記録し、行事終了後速やかに提出してください。**

４　提出前確認事項（必ず全ての項目を満たしてから提出してください）

□　出演者へ事前に音量基準の説明を行い、出演者自身も音量基準を遵守することの了承を得た。

□　広場近隣から騒音に関する苦情等があった場合には、速やかに音量を下げ、札幌市から中止等の要請があった場合はそれに応じる。

令和　　　年　　　月　　　日

提出者　団体名：

氏　名：